

【企業庁60年の歩み】

企業庁60年の歩み

(1) 企業庁発足までの経緯

① 電気事業のはじまり

戦後の三重県は、電力の不足が極めて深刻で、本県の産業発展には、伊勢湾岸地域の工業への電力を供給するための電力開発が強く望まれていました。昭和25年に県土木部河港課が策定した「宮川河水統制事業計画」は、昭和26年には洪水調節、農業利水及び発電による「宮川総合開発事業」に進展し、宮川の開発には大きな期待が寄せられました。

昭和27年7月には「宮川開発建設部」を大台町内に設置し、工事用電力を得るための長^{なが}発電所の建設と事業の基幹施設である宮川ダムの建設に着手しました。

昭和29年の長発電所の営業運転に伴い、電気事業に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、昭和31年4月には県土木部内に「企業準備室」を設置して、稼働中の長発電所、建設中の宮川第一発電所及び宮川第二発電所に係る完成後の管理体制の検討などを行いました。同年7月から地方公営企業法を適用し、県土木部内に「電気局」を設置するとともに、「宮川開発建設部」を廃止しました。

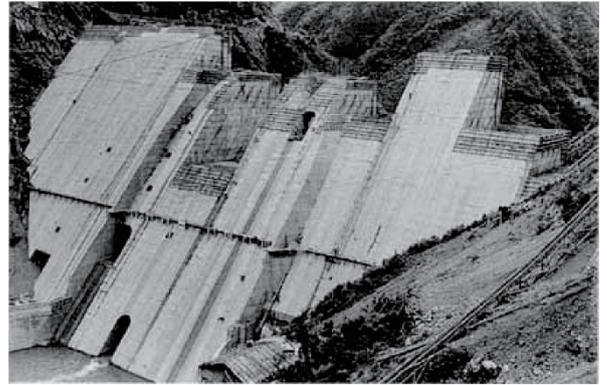
なお、「宮川総合開発事業」のうち発電計画については、宮川ダム、宮川第一発電所及び宮川第二発電所の竣工をもって昭和33年に完了しました。

② 工業用水道事業のはじまり

四日市港が昭和27年に特定重要港湾に指定される一方で、四日市市塩浜地区にあった旧第二海軍燃料^{おんりょうしょう}廠の国有地の払い下げ等によりコンビナート群が形成され、工業用水の需要が高まったため、四日市市から工業用水道の建設が要望されました。

このため、県土木部は、昭和29年1月に鈴鹿川及び三滝川を水源とする四日市工業用水道事業の建設に着手し、昭和31年4月に員弁川を水源とする北伊勢工業用水道第1期事業に着手しました。

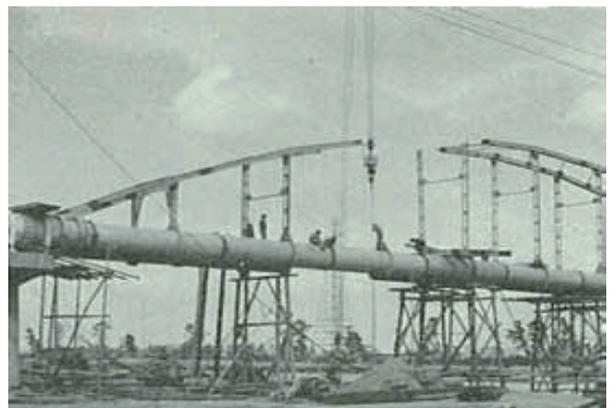
その後、工場の拡張等により、工業用水の需要は増加の一途を辿っていましたが、反面、地下水の過度の汲み上げによる地下水位の低下や地盤沈下が問題となり、昭和32年7月に工業用水法に基づき四日市市の一部の地域において地下水の汲み上げが規制されました。これに伴い、工業用水の需要に対応するため、県土木部は、昭和33年4月に長良川を水源とする北伊勢工業用水道第2期事業に着手しました。



宮川ダム建設



宮川第二発電所完工式



建設当時（昭和40年代）の水管橋架橋状況

(2) 企業庁の発足

昭和35年4月に地方公営企業法の一部が改正され、県土木部が所管していた工業用水道事業に地方公営企業法が全部適用されることとなり、これを機会に、電気局を廃止し、電気事業を併合して、昭和36年4月に企業庁が発足しました。

企業庁では、電気事業及び工業用水道事業を引き継ぐとともに、昭和40年から水道用水供給事業、昭和41年から有料道路事業、昭和46年から土地開発事業に着手しました。



宮川第三発電所の取水口である不動谷ダム

(3) 事業の歩み

① 水道用水供給事業

志摩地域においては、水源が乏しく、住民の大部分は浅井戸に飲料水を求めていましたが、渇水期には枯渇し、また、塩分が混入するなど飲料水が極度に不足していました。水不足による生活環境への影響は深刻であり、水道供給の早期実現が求められていたため、昭和40年4月に全国に先駆けて恵利原ダムと神路ダムを水源とする志摩水道用水供給事業の建設に着手し、昭和46年5月から給水を開始しました。

その後、昭和59年及び昭和62年の異常気象による渇水や観光開発等による水需要の増大に対応するため、^{はちす}蓮ダムに水源を求め、平成元年4月に南勢志摩水道用水供給事業に統合のうえ拡張事業に着手し、平成4年4月から給水を開始しました。

また、市町村合併が進み、志摩郡5町から志摩市1市となったことから、平成23年4月に南勢志摩水道用水供給事業の一部(志摩系)を志摩市に譲渡しました。

中勢地域においては、昭和34年の伊勢湾台風により抜本的な治水対策が求められる一方で、都市人口の増加や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応することも求められていました。

しかしながら、地域内に適当な水源もなく、市町村独自で新規水源を開発することは困難であったため、水道を含め、農業用水、工業用水の補給を併せた君ヶ野ダムを雲出川に建設することとなり、昭和40年4月に県土木部が建設に着手しました。昭和43年4月からは君ヶ野ダムの建設を企業庁が受託して施工を行うとともに、君ヶ野ダムを水源とする中勢水道用水供給事業(雲出川水系)の建設に着手し、昭和46年6月から給水を開始しました。

その後、住宅の建設及び企業立地の進展に伴う水需要の増加に対応するため、君ヶ野ダムの農業用水を一部転用することで、昭和50年4月に拡張事業に着手し、昭和52年9月から給水を開始しました。さらに、平成5年4月に長良川河口堰を水源と



上空から撮影した神路ダム



上空から撮影した蓮ダム

する長良川水系の建設に着手し、平成10年4月から給水を開始しました。

北勢地域においては、鈴鹿山脈などから流入する中小河川の伏流水及び地下水を水源として確保していましたが、戦後、臨海部の開発や内陸部の工業開発、住宅の建設の進展に伴い、水需要が増加してきました。しかしながら、市町村の行政区域内には対応できる水源がなく、また、大規模な水源を開発することは困難であったため、昭和46年8月に木曾川総合用水を水源とする北勢水道用水供給事業（木曾川用水系）の建設に着手し、昭和52年3月から給水を開始しました。

その後、昭和63年4月に三重用水を水源とする三重用水系の建設に着手し、平成3年4月から給水を開始しました。さらに、平成10年4月に北勢水道用水供給事業と中勢水道用水供給事業を統合し、北中勢水道用水供給事業としたうえで、長良川河口堰を水源とする長良川水系の建設に着手し、平成13年4月から給水を開始しました。

南勢地域においては、櫛田川及び宮川の二大河川があり水資源を豊富に保持していましたが、昭和39年に異常気象のため渇水に見舞われ、飲料水不足が大きな社会問題となり、水源の確保が必要となっていました。また、道路、港湾などの施設整備が進み、生活水準が向上することにより水需要が増加するなど、近い将来には、既存の水源では対応が困難な状況となることが予測されていました。

これらを受け、昭和52年4月に蓮ダムを水源とする南勢水道用水供給事業の建設に着手し、昭和60年4月から給水を開始しました。

伊賀地域においては、井戸の地下水に水源を求めていましたが、井戸の老朽化や地下水位の低下により飲料水が不足していました。さらに、人口の増加や生活様式の高度化、工業団地の拡張をはじめとした地域開発の進展により、水需要が年々増加していました。これらを受け、平成11年1月に川上ダムを水源とする伊賀水道用水供給事業の建設に着手し、平成21年4月から給水を開始しました。

また、市町村合併が進み、上野市をはじめとする1市3町2村から伊賀市1市となったことから、平成22年4月に伊賀水道用水供給事業を伊賀市に譲渡しました。



播磨浄水場（全景）



野々田調整池



大里浄水場（全景）



宮川水管橋

② 工業用水道事業

北勢地域においては、県土木部が所管していた四日市工業用水道事業、北伊勢工業用水道第1期事業及び建設中の第2期事業を昭和36年4月に引き継ぎ、昭和37年5月から長良川を水源とする第2期事業の給水を開始しましたが、依然として地下水位の低下及び地盤沈下が進行しており、地下水の転換に伴う工業用水を早急に確保するため、昭和38年4月に員弁川を水源とする第3期事業の建設に着手し、昭和43年10月から給水を開始しました。

その後、四日市市霞ヶ浦に巨大な石油化学コンビナートを形成するための用地造成が行われることとなり、新しい工業用水道の建設が強く望まれるようになったため、昭和45年4月に木曾川総合用水を水源とする第4期事業の建設に着手し、昭和52年3月から給水を開始しました。

松阪地域においては、高度経済成長時代に入ると、工場進出の気運が高まってきましたが、当地域の工業用水はほとんど深井戸に依存しており、揚水量の増加に伴う塩水の侵入等により水質が悪化していたため、昭和36年12月に櫛田川を水源とする松阪工業用水道事業の建設に着手し、昭和38年10月から給水を開始しました。

津地域においては、戦前から繊維工業が発達し、昭和40年代前半には中南勢開発の拠点として注目されてきました。しかし、当地域の工業用水は地下水と上水道に依存しており、地下水については水質が悪化する傾向で、上水道についても人口増などにより水不足が生じていたため、昭和44年4月に君ヶ野ダムを水源とする中伊勢工業用水道事業の建設に着手し、昭和46年5月から給水を開始しました。

桑名市（旧多度町）においては、御衣野工業団地への半導体関連企業の進出に伴う工業用水の需要の増加に対応するため、昭和59年12月に三重用水を水源とする多度工業用水道事業の建設に着手し、昭和61年4月から給水を開始しました。その後、半導体関連企業の事業再編による工業用水の使用中止に伴い、平成28年4月をもって事業を廃止し、平成30年8月に多度浄水場の撤去を完了しました。

南伊勢地域においては、明和町及び小俣町地内に予定していた埋立造成地への新規誘致工場に対する給水と、伊勢市及び小俣町地内の既存工場における地下水の水質悪化に対する転換用水を確保するため、昭和40年4月に南伊勢工業用水道事業の建設に着手しましたが、埋立造成地計画が実現せず、また、既存工場の需要も増加しなかったことから、平成22年3月をもって事業を廃止しました。



沢地浄水場



需要拡大に伴う管路の増設



多度浄水場（撤去以前）

③ 電気事業

【水力発電事業】

○水力発電事業のあらまし

県内の電力確保及び電力の安定供給を行うために、昭和27年に長発電所をはじめとして、宮川第一、宮川第二、宮川第三発電所を建設し、昭和36年の企業庁発足後には三瀬谷^{みせだに}、青蓮寺^{しょうれんじ}発電所を建設しました。

さらに昭和48年のオイルショックを受け、石油に代わるエネルギー確保のため、大和谷^{やまとだに}、蓮^{はちす}、青田^{おおだ}、比奈知^{ひなち}発電所を建設しました。

また、低廉な電力の効率的・安定的供給のため、昭和42年の長発電所から各発電所を順次無人化するとともに、昭和45年に建設した青蓮寺発電所以降は無人発電所として建設しました。

平成14年には全ての発電所の運転監視制御を三瀬谷発電管理事務所に一元化しました。

○水力発電事業の民間譲渡

平成18年3月に県議会から「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」が出されたことを受け、県は平成19年2月に「企業庁のあり方に関する基本方向について」を公表し、この中で水力発電事業については、全ての水力発電所の運営と地域貢献取組が継続されることを条件に「民間譲渡が最初の選択肢となる。」との考え方を示しました。

これを受けて、同年9月から中部電力株式会社との間で譲渡に関する様々な課題について協議を進め、平成23年8月に、10箇所全ての発電所を3年間で段階的に譲渡することなどを内容とする「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結しました。

この合意書に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺、比奈知の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二、蓮の3発電所を、平成27年4月1日に長、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田の5発電所を中部電力株式会社へ譲渡しました。



宮川第二発電所



三瀬谷発電管理事務所



三瀬谷発電所



青田発電所

【RDF焼却・発電事業】

○RDF焼却・発電事業のあらまし

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの活用を促進するためのモデル事業として、桑名市多度町に三重ごみ固形燃料発電所（以下「RDF発電所」という。）を建設し、平成14年12月から稼働しました。

RDF発電所では、令和元年9月の運転終了までに、市町等が製造したRDFを約75万t受け入れ、約7億9,500万kWhの電気を電気事業者等に供給しました。（※1年あたりの供給電力量は、一般家庭約14,400世帯分の年間電気使用量（1世帯あたり3,245kWh）に相当します。）

また、RDF発電所で発生する焼却灰は、セメント原料や土木資材としてリサイクルしました。



三重ごみ固形燃料発電所



RDF（ごみ固形燃料）

○RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応

RDF発電所稼働後の平成15年8月19日に、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。

直ちにRDF発電所の運転を停止し、事故の背景や原因の調査を行い、維持管理体制の見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」の設置等の安全対策を行いました。

平成18年8月には、新たな貯蔵施設の運用を開始し、電気事業法で定められた点検以外に約4か月ごとに清掃点検を行うなど、令和元年9月のRDF焼却・発電終了まで、安全・安定運転に努めました。

痛ましい事故が発生した事実を風化させることなく、また、企業庁における安全で安定した事業運営を誓う機会として、平成18年度から毎年8月19日に安全祈願行事を実施しており、発電所廃止後も当庁の労働安全衛生関連行事に位置づけ、継続しています。



RDF貯蔵施設



安全祈願行事（毎年8月19日に実施）

○ R D F 焼却・発電の終了

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 3 2（令和 2）年度末までとしていましたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の稼働が平成 3 1（令和元）年度中に見込まれるなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなったため、平成 3 0 年 7 月の三重県 R D F 運営協議会総会において、「製造団体は平成 3 1（令和元）年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。

これに伴い、R D F 発電所での R D F の焼却・発電は、令和元年 9 月 1 7 日をもって終了し、同年 1 2 月 2 1 日に電気事業法における R D F 発電所の廃止を行いました。

令和 3 年 1 月 2 8 日には R D F 焼却・発電施設の撤去工事に着手しました。



発電停止操作（令和元年 9 月 1 7 日）

④ 有料道路事業

県土木部において、地域の産業開発の促進を図るため、有料道路の建設が進められましたが、公営企業として建設する方針が出され、昭和 4 2 年に長島有料道路の建設及び北伊勢有料道路事業の運営・管理が企業庁に引き継がれました。その後、鈴鹿公園、青山高原、志摩開発有料道路の建設を進めました。

昭和 4 8 年 6 月には三重県道路公社が設立され、これらの事業を順次移管し、昭和 5 1 年 1 2 月で有料道路事業を廃止しました。



志摩開発有料道路（パールロード）

⑤ 土地開発事業

昭和 4 7 年、青山高原地域の開発と余暇における活用を提供することを目的に、現在の津市白山町内で青山高原保健休養地土地の建設に着手しました。

この事業では、山間部での類似の開発行為に対して、県として範たる開発を示す目的もあり、分譲用別荘地の提供のほか、道路や緑地等の公共施設、プールやキャンプ場等の利便施設の整備も行いました。

別荘地の分譲は昭和 4 8 年度から開始しましたが、予想を上回る成果を得て、昭和 6 3 年度末で土地開発事業を廃止しました。



青山高原保健休養地